

現場技術業務積算基準【土木工事（港湾空港関係を除く）】 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
現場技術業務積算基準 【土木工事（港湾空港関係を除く）】 令和7-6年2月改定 現場技術業務 積算基準 1 適用範囲 ＜略＞ 2 業務委託料 （2）業務委託料構成費目の内容 2）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 3 業務委託料の積算 （1）業務委託料の積算方法 ＜略＞ （2）各構成費目の算定 1）直接人件費 ＜略＞ 2）直接経費 ①事務用品費 ～ ⑤電算機使用経費 ＜略＞ ⑥その他 a. 電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。 b. 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）は、別途計上するものとし、諸経費の対象外とする。 3）その他原価 ～ 4）一般管理費等 ＜略＞ （3）変更の取扱い ～ （4）その他 ＜略＞	現場技術業務積算基準 【土木工事（港湾空港関係を除く）】 令和6年2月改定 現場技術業務 積算基準 1 適用範囲 ＜略＞ 2 業務委託料 （2）業務委託料構成費目の内容 2）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 3 業務委託料の積算 （1）業務委託料の積算方法 ＜略＞ （2）各構成費目の算定 1）直接人件費 ＜略＞ 2）直接経費 ①事務用品費 ～ ⑤電算機使用経費 ＜略＞ ⑥その他 a. 電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。 b. 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）は、別途計上するものとし、諸経費の対象外とする。 3）その他原価 ～ 4）一般管理費等 ＜略＞ （3）変更の取扱い ～ （4）その他 ＜略＞